

佐世保記念病院介護医療院 運営規程
(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護)

(事業の目的)

第1条 医療法人誠愛会が開設する佐世保記念病院介護医療院（以下「施設」という）が実施する短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従事者が要介護状態にある者に対し、適正な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 短期入所療養介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養介護のしつの上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

介護予防短期入所療養介護の提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 3 サービスの提供にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 サービスの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第2条 サービスを提供する施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人誠愛会 佐世保記念病院介護医療院
- (2) 所在地 佐世保市鹿子前町104番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の従事者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 医師 1名（院長）
管理者は、施設の従事者の管理、業務の実施状況の把握、適正なサービス提供を行うための管理を一元的に行う。
- ② 医師 3名以上
医師は、短期入所療養介護を受ける者の状況を観察し、診断、検査、投薬、処置等必要な診療を行う。
- ③ 看護職員 10名以上
短期入所療養介護を受ける者の病状及び心身の状況に応じ、看護を提供する。
- ④ 介護職員
・介護職員 14名以上
短期入所療養介護を受ける者の病状及び心身の状況に応じ、介護を提供する。
- ⑤ 介護支援専門員 1名以上
短期入所療養介護を受ける者の療養介護サービス計画の作成その他付随する事務を行う。
- ⑥ 薬剤師 1名以上
短期入所療養介護を受ける者の服薬管理等を行う。
- ⑦ 管理栄養士 1名以上
短期入所療養介護を受ける者の栄養管理を行う。
- ⑧ 理学療法士 2名以上
医師の指示の下、短期入所療養介護を受ける者のリハビリテーション等を行う。
- ⑨ 作業療法士 2名以上
医師の指示の下、短期入所療養介護を受ける者の作業活動を行い、日常生活動作を援助する。
- ⑩ 言語聴覚士 1名以上
医師の指示の下、短期入所療養介護を受ける者の言語聴覚訓練等を行う。
- ⑪ 歯科衛生士 1名以上
短期入所療養介護を受ける者の口腔衛生管理等を行う。

(短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を受ける者の定員)

第4条 施設の利用定員は、I型56名とする。(空床利用)

(短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの内容)

第6条 短期入所療養介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療及び看護
- (2) 医学的管理下における介護（入浴、排せつ、オムツの取替え、着替え等の介助、その他日常生活の世話）
- (3) 食事の提供
- (4) 栄養管理
- (5) 機能訓練
- (6) 相談及び援助
- (7) 送迎

(送迎について)

第7条 送迎は希望者のみ行うものとする。

- 2 実施地域は、佐世保市全域（離島を除く）及び佐々町とする。

(利用料その他の費用)

第8条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）、又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

- 2 前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食事の提供に要する費用

朝食	435円
昼食	505円
夕食	505円

- (2) 滞在に要する費用

多床室	1日につき	437円
個室	1日につき	1,728円

- (3) 日用衛生品

Aセット	1日	580円	外部委託	希望者のみ
Bセット	1日	470円	外部委託	希望者のみ

- (4) 理髪代 2,000円 外部委託 希望者のみ

- (5) 衛生管理費 実費（予防接種等） 希望者のみ

- (6) その他、短期入所療養介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

- 3 前項（1）及び（2）について、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつて

は、当該認定証に記載されている負担限度額と前項（１）及び（２）に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。

- 3 前３項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ短期入所療養介護を受ける者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関して説明を行い、同意を受けるものとする。
- 4 前３項以外で、費用の支払いを受ける場合は、利用者又は、家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、同意を得るものとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。

（利用にあたっての留意事項）

- 第 9 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を受ける者及びその家族は、入院生活が集団生活であることを認識し、他の入院患者の迷惑となる行為を慎まなければならない。
- 2 面会時間は、午前 9 時から午後 8 時までとする。
 - 3 他の病・医院を受診する場合は、主治医の指示に従わなければならない。
 - 4 病室及び関係する施設を利用するにあたっては、担当職員の指示に従わなければならない。

（衛生管理等）

- 第 10 条 施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設において感染症が発生又はまん延しないように次の各に掲げる措置を講じるものとする。
 - （１）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るよう努める。
 - （２）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （３）施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓点を定期的実施するよう努める。

（非常災害対策）

- 第 11 条 施設は、非常災害に備えて、具体的計画を立て、防火管理者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

非常災害対策は次のとおりとする。

- (1) 非常災害対策責任者には、防火管理者を充てる。
 - (2) 始業時・終業時には、火災危険防止の為自主的に点検を行う。
 - (3) 非常災害用の設備点検は契約保持事業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害用設備は常に有効に保持するように努める。
 - (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基礎訓練（消火・通報・避難）…年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練 …年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底 …随時
 - (6) その他の必要な災害防止策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(個人情報保護)

- 第12条 施設は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働大臣が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 施設が得た利用者又は家族の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (1) 虐待防止のための指針の整備
 - (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (3) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束)

第14条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施するように努める。
- 3 施設は、定期的に業務計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用時1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 施設は従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は、適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 災害やその他やむを得ない事情がある時を除き、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を受ける者の定員及び病室の定員を超えて入所させない。
- 7 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を受ける者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- 8 診療に当たっては、療養上妥当適切に行う。看護は医学的管理の下に行い、介護につ

いては、適切な技術により行う。1週間に2回以上入浴又は清拭を行う。

- 10 施設は、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。
- 11 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人誠愛会佐世保記念病院介護医療院が定めるものとする。

- (付則) この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。